

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第四千四百七號

昭和十八年六月七日(月)

海軍大臣官房

○ 令 達

官房艦機密第二八三三號
馬公方面特別根據地隊ハ海軍共濟組合規則ノ適用ニ關
シテ之ヲ現業廳ト看做ス
本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ適用ス
昭和十八年六月四日

海軍大臣

○ 通 牒

官房需機密第三二二號
昭和十八年六月三日

海軍省 副官

關係各廳長殿

艦船部隊「ラヂオ」供給並ニ裝備ニ關ス
ル件申進ノ件申進

昭和十一年官房第五五三九號首題通牒申別表(昭和十

海軍公報(部内限) 第四千四百七號

昭和十八年六月七日

五五九

五年官房第五七八三號改正ノモノ)ヲ別紙ノ通改正セ
ラレ候

追テ之ガ實施ニ關シテハ差當リ新造艦船及既成艦船
中役務其ノ他ノ關係上特ニ必要ト認メラルモノヨ
リ逐次供給ノコトニ定メラレ候

(別紙一葉添)

(參照) 艦船燃料取扱例規二〇二頁

兵備二第三〇號ノ四九

昭和十八年六月一日

海軍省兵備局長

關係各廳長殿

海軍用皮革及鞣劑等ノ需給統制ニ關スル
件照會

首題ノ件自今左記要領ニ依リ實施ノコトト致候條了知
相成度

記

海軍用皮革及鞣劑等ノ需給統制實施要領

海軍諸例
則登載

0395

第一 原皮及鞣劑等ノ取扱

一 兵備局ハ毎月海軍取得ノ原皮及鞣劑ヲ皮革協力會
ヲシテ用途別數量ヲ調査セシメ之ニ基キ鞣製計畫ヲ
樹テ各部局ト協議ノ上皮革協力會ニ對シ鞣製ノ割當
指令ヲナス

二 副資材ハ皮革協力會ヲシテ取得セシメ必要ニ應ジ
兵備局之ヲ配給セシム

第二 革ノ割當配給

三 各廳ハ四半期毎ニ革ノ需要量調書(様式別紙第二)
三通ヲ作製シ當該期一ケ月前迄ニ關係各主務部局ニ
送付ス

四 各廳ヨリ革製品ノ製作ヲ受註セルモノハ所要革ノ
配給申請書(様式別紙第二)三通ヲ作製シ當該契約
擔任官(艦政本部、航空本部以外ノ各廳)又ハ監督
官ノ證明ヲ受ケ皮革協力會ヲ經テ關係各主務部局ニ
提出ス

但シ下請工場ニ要スル革ニ付キテハ革製品受註業者
之ヲ取纏メ本手續ヲナスモノトス
各廳ヨリ受註セル製品ニ要スル革ニ付テハ該製品ノ
受註業者ニ於テ前項ノ手續ヲナスモノトス
五 各主務部局ハ革需要量調書並ニ革ノ配給申請書ヲ

審査シ査定ノ上毎月ノ革需要量ヲ兵備局ニ通知ス

六 兵備局ハ各部局別原皮動物鞣劑當額ヲ基準トシ第一
項ニ依ル鞣製計畫ト各部局ノ革需要量ヲ勘案シ各部
局別ニ革ノ割當ヲナス
各部局ハ右割當ノ範圍ニ於テ革ノ配給計畫ヲ樹テ皮
革協力會ヲシテ配給セシム

第三 雜 則

七 皮革協力會ハ鞣製上生ズル副産物及革ノ使用上生
ズル殘屑ヲ調査シ毎月兵備局並ニ關係各部局ニ報告
スルモノトス

兵備局ハ前項ノ報告ニ基キ各部局ト協議ノ上之ガ處
分ヲ皮革協力會ニ指令シ適宜處理セシム

八 皮革協力會ハ革及鞣劑等ノ配給並ニ前項ニ依ル處
分ヲ爲シタル時ハ速ニ之ヲ兵備局並ニ關係部局ニ報
告スルモノトス
(様式二葉添)

〇 辭 令

第十一 特別工作部ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任
官待遇トス(昭和十八年五月海軍省) 三木寅太郎

第四艦隊司令部附ヲ免シ第八艦隊司令部附ヲ命ス
(昭和十八年七月十四日同)

内務事務官 岩永 賢一
 同 山田 誠
 商工事務官 川崎 立太
 大藏事務官 村上 孝太郎
 農林技師 石井 磐根
 通信事務官 笠松 忠男
 遞信局技師 石橋 長山
 專賣局技師 堀田 耕太
 内務屬 清水加保太郎
 同 中村洋三郎
 大藏屬 森本 磐夫
 商工屬 木村 豊雄
 同 長澤 幸雄
 食糧管理局技手 會田 嘉一郎
 遞信局書記 中山 幸一郎
 大藏屬 朝倉 健二郎
 同 川崎 信吉
 專賣局技手 稻留 邦孝

(各通)

五千六百拾圓 丸船長 大野 仁助
 四千六百八拾圓 丸機關長 友 清 薫
 貳千貳百八拾圓 ぶらじる丸次 席一等機關士 永田 篤 雄
 千五百圓 ぶらじる丸三 席二等機關士 牧野 弘 成
 千貳百六拾圓 ぶらじる丸四 席二等機關士 森田 正 文
 千九百八拾圓 ぶらじる丸主 任無線通信士 中田 軍 治
 自今報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給ス(昭和十八年八月廿五日同)
 臺北帝國大學助教 山本 由 松
 海南警備府ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(昭和十八年同)
 遞信局書記 種田 繁 邦
 海軍省事務囑託ヲ解ク(昭和十八年同)
 第一百海軍燃料廠ニ於ケル業務囑託ヲ解ク(昭和十八年同)
 最上川丸ニ於ケル通信事務囑託ヲ解ク(昭和十八年同)
 佛印特派大使海軍首席隨員事務ヲ囑託シ部内限委任
 官待遇トス(昭和十八年同)
 大野 仁助
 友 清 薫
 永田 篤 雄
 牧野 弘 成
 森田 正 文
 中田 軍 治
 山本 由 松
 種田 繁 邦
 山越 忠 雄
 大出 孝 則
 大西 文 一

海軍公報(部内限)第四千四百七號 昭和十八年六月七日

五六一

0397

金子 武雄

(三三〇同)

海南警備府ニ於ケル業務囑託ヲ解ク(三三〇同)

天野 元之助

海南海軍特務部ニ於ケル業務囑託ノ報酬トシテ金四

百八拾圓ヲ贈與ス

海南海軍特務部ニ於ケル業務囑託ヲ解ク(三三〇同)

海南海軍特務部ニ於ケル業務囑託ノ報酬トシテ金四

(各通)

松本 良一

兼田 信夫

熊谷 八郎

柳原 彰

海軍省事務ヲ囑託シ部内限委任官待遇トス

黍原 國一

五十嵐 貞男

野間 照夫

長谷川 元治

(各通)

駒井 稔

稻津 金藏

高妻 秀直

水路部ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限委任官待遇トス

海軍省事務ヲ囑託シ部内限委任官待遇トス(以上三三〇同)

臺灣總督府交通部參事 田中 保

馬公警備府ニ於ケル軍事郵便事務囑託ヲ解ク

遞信局書記 根津 滋男

海軍省事務囑託ヲ解ク

第八艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク 加藤 雅一

臺灣總督府農業試験所技師 江口 庸雄

馬公警備府ニ於ケル業務囑託ヲ解ク(三三〇同)

馬公警備府ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(三三〇同)

加藤 泰同

海軍省事務囑託ヲ解ク

海軍省事務囑託ヲ解ク

臺灣總督府交通部參事 田中 保

馬公警備府ニ於ケル業務囑託ヲ解ク

遞信局書記 根津 滋男

海軍省事務囑託ヲ解ク

海軍省事務囑託ヲ解ク

海軍省事務囑託ヲ解ク

海軍省事務囑託ヲ解ク

海軍省事務囑託ヲ解ク

海軍省事務囑託ヲ解ク

海軍省事務囑託ヲ解ク

(十四日同)

吉田喜久次郎
小林 治夫

野々村 和吉

石川 英助

山崎 英雄

照井 武雄

南西方面海軍民政府ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(以上十四日同)

井岡 大輔

吉田 善三郎

伊藤 勇藏

藤村 正久

海軍省南方政務部ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(十五日同)

北島 真恒

第三南遣艦隊ニ於ケル業務囑託ヲ解ク(十四日同)

谷田部 太郎

ニューギニア民政府ニ於ケル事務囑託ヲ解ク

(各通) 地質調査所技師 八木 次男

南西方面海軍民政府ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(以上

電気廳技師 渡部 時也

(十四日同)

拔井 光三

岸本 六三郎

江越 信胤

平山 哲太郎

龜頭 正三郎

佐藤 哲士

石川 正義

武 久 一

千葉 四郎

大野 隼二

草鹿 卯之助

支那方面艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク

(各通)

海軍艦政本部ニ於ケル造船業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額六百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

(十五日同)

マカツナル研究所ニ於ケル事務ヲ囑託ス

(十五日同)

0400

但シ報酬年額參千五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(六五〇同)

海軍省南方政務部ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

(各通)

海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(以上一五〇同)

海軍省事務囑託ヲ解キセレベス民政部ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(一五〇同)

第四艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千八百貳拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

南西方面海軍民政府ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額參千五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上一五〇同)

支那方面艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(六〇同)

穴澤 忠平

村田 豊雄

本多 久吉

福田 久雄

岡部 毅

白戸 八郎

木村 定一

海軍法務中佐 飯田 信一

高等軍法會議檢察官兼豫審官ヲ命ス

東京軍法會議檢察官兼豫審官ヲ命ス

海軍服制研究調査會委員ヲ命ス

船舶海難事故處理委員會委員ヲ命ス

海軍法務科士官實務修習考試委員ヲ命ス

大藏事務官 村上 孝太郎

第八艦隊司令部附ヲ免ス(以上一五〇同)

大賀 桓一郎

海南海軍特務部ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

白川 清

第二遣支艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

神崎 誠

海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

木下 龍夫

海軍省軍務局ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

原田 克巳

第一百海軍建築部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千參百五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

(各通) 岡村 福男 安村 尙人

第一南遣艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

(各通) 通信事務官 関 澤 進 西村 彌次郎

佐世保鎮守府ニ於ケル海軍軍用郵便事務ヲ囑託ス

金指 英一

海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

田村 重治

第十一海軍航空廠工員養成所教務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千參百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

(各通) 石川 武男 小手 増雄

南西方面海軍民政府ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

川崎 利一

海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

海軍省事務ヲ囑託シ部内限判任官待遇トス

川崎 治作 奥村 潤一

自今報酬ヲ給セス (各通) 久米 祇 淵 久治

大湊警備府ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千八百貳拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス (以上 略同)

○ 雜 款

○事務所移轉

臺灣海軍燃料廠(假稱)高雄設立準備事務所ハ五月二十七日臺灣高雄州高雄市廊後(舊事務所臺灣高雄州高雄市廊後高雄海軍建築部内)ニ移轉セリ

○事務所撤去

壹岐艦裝具事務所ハ五月三十一日撤去セリ

○取消

昭和十七年七月十日附公報(部内限)辭令欄七四二頁上段四行目「橋本梅治」ノ辭令ハ取消

一 艦 船

「ラヂオ」受信機及同用高聲器ノ供給並ニ裝備個所標準

(昭和十八年六月七日海軍公報(部内限))

事 記	艦			合計		兵 員 室	候 補 生 室	准 士 官 室	第 二 士 官 次 室	第 一 士 官 室	第 二 士 官 室	第 一 士 官 室	司 令 室 又 ハ 豫 備 室	幕 僚 室	又 艦 長 公 室	又 參 謀 長 公 室	又 參 謀 長 公 室	又 司 令 官 公 室	又 長 官 公 室	又 長 官 公 室	裝 備 個 所 種	
	長 官 休 憩 室	參 謀 休 憩 室	艦 長 休 憩 室	高 聲 器	受 信 機																戰 艦	巡 洋 艦 (7000T以上)
(イ) 艦長公室ノ施設アルモノニ限ル	○	○	○	18	4	10		○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	戰艦	巡洋艦
	○	○	○	14	3	7		○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	巡洋艦 (7000T未満)	大型空母
	○	○	○	18	4	10		○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	小型空母	水上機母艦
	○	○	○	14	3	7		○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	小型空母	水上機母艦 (型別津秋)
	○	○	○	12	3	5		○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	大型敷設艦	大型敷設艦
	○	○	○	10	2	5		○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	大型敷設艦	小型敷設艦
	○	○	○	12	3	5		○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	大型砲艦	小型砲艦
	○	○	○	11	3	4		○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	大型砲艦	小型砲艦
	○	○	○	7	1	3								○	○	○	○	○	○	○	練習巡洋艦	潛水艦
	○	○	○	8	2	3								○	○	○	○	○	○	○	練習巡洋艦	海防艦
	○	○	○	4	1	2								○	○	○	○	○	○	○	掃海艇	掃海艇
	○	○	○	16	4	4	4	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	特務艦 (艦務)	同上
	○	○	○	7	1	3								○	○	○	○	○	○	○	同上	同上
	○	○	○	8	1	4								○	○	○	○	○	○	○	同上	同上
	○	○	○	5	1	3								○	○	○	○	○	○	○	同上	同上
	○	○	○	7	1	3								○	○	○	○	○	○	○	同上	同上
	○	○	○	3	1	2								○	○	○	○	○	○	○	同上	同上
	○	○	○	3	1	2								○	○	○	○	○	○	○	同上	同上
	○	○	○	11	2	6	3							○	○	○	○	○	○	○	同上	同上
	○	○	○	8	2	4								○	○	○	○	○	○	○	同上	同上
○	○	○	5	1	3								○	○	○	○	○	○	○	同上	同上	
○	○	○	5	1	3								○	○	○	○	○	○	○	同上	同上	
○	○	○	7	1	4								○	○	○	○	○	○	○	同上	同上	
○	○	○	5	1	2								○	○	○	○	○	○	○	同上	同上	
○	○	○	7	1	3								○	○	○	○	○	○	○	同上	同上	
○	○	○	3	1	2								○	○	○	○	○	○	○	同上	同上	
○	○	○	3	1	2								○	○	○	○	○	○	○	同上	同上	
○	○	○	2	1	1								○	○	○	○	○	○	○	同上	同上	
○	○	○	3	1	2								○	○	○	○	○	○	○	同上	同上	
○	○	○	3	1	2								○	○	○	○	○	○	○	同上	同上	
○	○	○	2	1	1								○	○	○	○	○	○	○	同上	同上	
○	○	○	3	1	2								○	○	○	○	○	○	○	同上	同上	
○	○	○	2	1	1								○	○	○	○	○	○	○	同上	同上	

(イ) 艦長公室ノ施設アルモノニ限ル
 △印ハ電路ノミヲ敷設シ受信機及高聲器ハ夫々艦隊(戦隊)(隊)司令部ニ貸與スルモノヲ示ス
 但シ潜水艦ニ於テハ旗艦潜水艦ノミトス
 ▲印ハ電路ノミヲ敷設シ高聲器及受信機ハ必要ニ應ジ長官公室、參謀長公室、艦長公室及幕僚室等ノモノヲ移裝スルモノトス
 受信機ハ全波受信機一種トシ交流艦ニアリテハ豫備電源ヲモ使用可能トス
 増幅器ハ高聲器一七(八)個以上ノモノニ二個、七(四)個以上ノモノニ一個ヲ標準トシ士官室ニ裝備ス
 但シ(一)内ハ直流一〇〇V使用ノ場合ヲ示ス
 (ハ) 受信機裝備位置ニハ所要ノ電源、空中線等ヲ裝備スルモノトス
 但シ受信機二以上ノ艦ノ空中線ハ成ル可ク共用スルモノトス
 (ニ) 兵員室高聲器裝備場所ハ直接相互交通可能ナル區劃ハ室ノ大キサニ應ジ適當ニ二括シテ高聲器一個ヲ裝備スルヲ建前トシ之ガ裝備個所ハ標準敷ヲ基
 準トシ艦政本部ニ於テ適當ニ計畫スルモノトス
 (ロ) 高聲器欄(イ)内ハ大和型ノ標準ヲ示ス
 (リ) 本表記載ノ艦種以外ニシテ「ラヂオ」裝置ノ裝備ヲ要スト認メラルルモノニ對シテハ本表ニ準ジ裝備スルコトヲ得

二 陸上部隊(海兵團、防備隊、航空隊、通信隊、航空基地隊、根據地隊、特別根據地隊、潜水艦基地隊、警備隊等)
 (イ) 准士官以上公室 高聲器 各一 受信機(内地、臺灣、朝鮮、樺太、關東洲ハ中波、其ノ他ハ全波)ハ士官室ニ一ヲ裝備ス
 (ロ) 兵員室 高聲器 適宜トシ高聲令達機ヲ裝備セル部隊ニ在リテハ之ヲ利用スルコトヲ得
 (ハ) 部隊附屬ノ防空砲臺、防備衛所、見張所等ニハ必要ト認ムルモノニ限リ一個所ニ對シ中波受信機一個ヲ供給スルコトヲ得

様式第一
番 號

昭和 年 月 日

第 四半期革需要量調書

提出廳名

(昭和十八年六月七日海軍公報(部内限))

品名	規格寸度	數量	記	事

0404

様式第二

革 配 給 申 請 書

(昭和十八年六月七日海軍公報(部内限))

品 種	數 量	要配給(割當)期日	充當工事名	理由共ノ他

右之通り配給(割當)方願上候

昭和 年 月 日

契約擔任官

殿

0405

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第四千四百八號

海軍大臣官房

昭和十八年六月八日(火)

○令 達

官房軍第六四一號

雜役船ノ所屬ヲ左ノ通變更ス

昭和十八年六月五日

海軍大臣

公稱番號	船種	舊所屬	新所屬	定數	記事
自第一五三九號 至第一五四號	カッター (九米)	東港海軍航空隊	鎮海海軍港務部 旅務司 特別根拠 部供用令	臨時 附屬	豫備學 生教育 用
自第一五五〇號 至第一五五七號	傳馬船 (八米)				

記

○通 牒

兵備三機密第一九二號

昭和十八年五月二十六日

海軍省兵備局長

關係各廳長殿

飛行機移動ニ關スル氣象通報ノ件通牒

昭和十六年十二月兵備三機密第一五〇五號ニ依ル首題ノ件左記ノ通改正來六月一日ヨリ實施ノコトニ定メラレ候

放送航空隊	放送時刻	順序	放送電波	様式及暗號
横須賀航空隊	毎日〇六〇〇、〇七〇〇及〇八〇〇以後	一		一〇三電報式
鈴鹿航空隊		二		海軍氣象甲暗號書ヲ使用

海軍公報(部内限) 第四千四百八號 昭和十八年六月八日

五六七

0406

岩國航空隊	一六〇〇迄毎偶數時ノ〇分ヨリ	三
大湊航空隊	毎日〇六〇〇、〇七〇〇及八〇〇以後一六〇〇迄毎偶數時ノ二〇分ヨリ	四
鹿屋航空隊		一
高雄航空隊		二
臺北在勤海軍武官府 <small>（高雄航空隊代行）</small>		三
大村航空隊		四

記事 (一) 各航空隊ハ前表指示ノ順序ニテ前航空隊ノ放送終了ヲ確メタル後直ニ放送ヲ開始スルモノトス
 (二) 要スル場合横須賀航空隊ハ本通信ヲ統制スルモノトス

兵備四機密第四〇〇號ノ二

昭和十八年六月七日

海軍省兵備局長

關係廳長殿

昭和十九年度陸軍兵役關係者ノ召集延期ニ關スル件照會

首題ノ件本年兵備四機密第四〇〇號（昭和十八年五月

自〇六〇〇〇〇至〇七〇〇〇〇 五四四五 KC
 〇八〇〇〇以後 一〇八九〇 KC

シ左ノ要領ニ依ル
 (索字、數字十字、氣象本文) 數字二十字
 例 索字一八六〇四四八四八五
 二一ナル時ハ後半ノ五字ヲ開始頁(八四八)及指標(五二欄)トスル亂數ノ最初ノ五字ヲ前半ノ五字(八六〇四四)ニ非算術的ニ加算シタルモノヲ開始頁(始)ノ三字)及指標(次ノ二字)トシ氣象本文ニ使用スベキ亂數開始位置ヲ定ム

十五日海軍公報(部内限) 參照)ニ據ルノ外別紙注意書ニ依リ處理相成度
 追而外地海軍官衙、部隊在職者及内地海軍關係民間指定工場従業者ノ延期手續ニ付キテハ本注意書ニ據ルノ外當該調査官ノ定ムル所ニ依リ處理相成度

(別紙)

昭和十九年度陸軍兵役關係者ノ戰時召集延期手續ニ關スル注意書
 一 一般
 昭和十八年度ニ於ケル陸軍兵役關係者召集延期手續ニ關シテハ延期候補者ノ選定適切ナラザルモノ又ハ

延期手續粗策ナルモノ相當數アリ之ガ爲延期不能者ヲ多數生ジタリ陸軍ニ於テハ手續ノ不備ノモノハ一切延期セザル方針ニ付キ各廳ニ於テハ延期手續上ノ準備及研究ヲ充分ナシ以テ事務ノ正確ヲ期シ召集延期制度ノ有効ナル運用ニ努ムルコト

二 戰時召集延期候補者ニ對スル調査官及其ノ所掌範圍

内地海軍官衙、部隊及學校在職者ニ付テハ海軍大臣ガ調査官トナリ内地海軍關係民間指定工場從業者ニ付テハ艦政本部系ニ屬スルモノハ海軍艦政本部長、航空本部系ニ屬スルモノハ海軍航空本部長ガ調査官トナリ外地海軍官衙、部隊在職者並ニ海軍關係民間指定工場從業者ニ就テハ朝鮮軍司令官、臺灣軍司令官等ガ夫々要領中別紙第一ノ區分ニ依リ調査官トナリ召集延期ノ調査ヲ行フニ付提出書類、送付書類等ノ提出送付先又ハ召集延期ニ關スル疑義等ニ付照會先ヲ誤ラザルコト(要領中二ノ一參照)

三 戰時召集延期候補者ノ配當數

内地海軍官衙、部隊及學校在職者ニ對スル分ハ官房備機密第一六七號(昭和十八年六月一日海軍公報(部内限)參照)ノ通ナリ(要領中二ノ二參照)尙外

地海軍官衙、部隊在職者並ニ内外地海軍關係民間指定工場ノ從業者ニ對スル分ハ夫々關係調査官ノ定ムル所ニ依ルコトトナリ居ルニ付候補者選定ノ場合其ノ通數ヲ誤ラザルコト

四 戰時召集延期候補者員數ニ關スル事項

イ 要度種別、役種別並歸還者及其ノ他ノ者別等各種別間ニ於テ配當人員ヲ彼此融通セザルコト(要領中二ノ三參照)

ロ 要度種別、役種別並歸還者及其ノ他ノ者別等各種別内ニ於ケル配當人員ハ各超過セシメザルコト(要領中二ノ三參照)

五 戰時召集延期候補者選定ニ關スル事項

イ 昭和十九年度ニ於テハ延期候補者ヲ選定スル場合特ニ其ノ資格標準ヲ定メズ戰爭遂行上特ニ重要ナル者(要度特ニ高キ者)ヲ甲種トシ乙種ハ要度甲種ニ次グ者トシアルニ付直ニ延期ヲ必要トスル者ノ中ヨリ更ニ嚴密且公正ニ決定スルコト(要領中一參照)

ロ 服役第一年次ノ補充兵及之ニ準ズル第二國民兵(徵兵終決處分後ヨリ翌年十一月末日迄ノ期間内ニ在ル者ヲ謂フ)ハ延期候補者トシテ選定セザル

コト(要領中二ノ4參照)

ハ 延期候補者選定ノ正確ヲ期スル爲此ノ際在郷軍人名簿ヲ一段ト整備シ置クコト

六 戰時召集延期候補者名簿、名票等ノ調製ニ關スル事項(要領中別紙第四、第五、第六參照)

イ 名簿ノ調製

昭和十八年度ニ於ケル名簿ノ調製ハ概シテ不備ノ點多ク爲ニ折角選定セラレタル重要ナル者モ延期者トシテノ取扱ヲ受ケ得ザリシ者約一割ニ及ベル狀況ニシテ甚ダ遺憾ナルヲ以テ次ノ各項ニ付特ニ留意スルコト

(一) 様式欄ヲ各廳ニ於テ勝手ニ作り替へ所定ノモノニ合致セザルモノアリ

(二) 文字ノ亂雜不明確ナルモノ又ハ復寫ニ依リ不鮮明判讀出來ザルモノアリ

(三) 同字連接ニ「同」「同右」「同上」又ハ「」ヲ使用スルハ過誤ノ因トナルヲ以テ克明入念ニ記入ヲ要ス

(四) 本人所管ノ師管、聯隊區ヲ誤リ居ルモノアリ
(五) 重要順位ノ附與ニ過誤アルモノアリ重要順位ノ分母ハ自應ニ配當セラレタル「豫備役及補充

兵役ノ者」「國民兵役ノ者」別召集延期者人員トスルコト(工廠等ニ於テ部係毎ニ順位ヲ附シ又ハ甲、乙別毎ニ分母ヲ附スル向アルモ之ハ誤謬ナリ)分子ハ分母ノ人員中最重要者ヨリ順次之ヲ附スルコト

(六) 役種、兵種、部官等級、徵集年ニ過誤アルモノアリ特ニ注意ヲ要ス
尙本人轉役シアルニ拘ラズ從前ノ役種ヲ記載シアルモノアリ

(七) 歸還者ノ當否ヲ記入セザルモノ又ハ歸還者ニ非ザルモノニ〇印ヲ附シタルモノアリ

(八) 兵種ヲ脱漏シ又ハ之ガ記入不明確ナルモノアリ

現役兵、豫備役兵、第一補充兵、第一國民兵、既教育ノ第二補充兵及既教育ノ第二國民兵ニハ必ズ兵種アリ之ガ記入ヲ忘レザル様注意ノコト
(兵役法施行令第七十五條參照)

(九) 等級ヲ脱漏セルモノアリ
(十) 徵集年ハ生年月日及入營時期ト對照スルコト
徵集年ハ兵出身ノ將校及准士官下士官兵ニ對シテハ必ズ記入ヲ要ス任官年ハ少尉若クハ中尉ニ

在リテハ初任ノ年ヲ准士官下士官ニ在リテハ伍長任官年ヲ括弧ニ入レ徵集年ト併記スルコト尙「大正」ト「昭和」、「一二」ト「三」トヲ誤記ナキ様注意ノコト

(土) 應召年月又ハ現役年月ヲ誤記スルモノアリ年月ノ記入ハ「二年二月」ヲ「二、〇一」九年十月」ヲ「九、一〇」等ト記入スルコト

(三) 本籍地ヲ記入スルニ當リ縣、郡町村名ノミニテ番地ノ記入ナキモノアリ

(吉) 轉籍等ニ依リ記載ノ本籍地ニ該當者ナキモノアリ轉籍ノ場合ハ聯隊區ニアル在郷軍人名簿モ共ニ異動スルガ故ニ本年度ハ特ニ異動名簿ノ提出ヲ要セズ

(凶) 氏名ニ付テハ往々誤字アリ略字又ハ崩字ヲ用ヒザルコト
改姓ノ場合聯隊區ニ在ル在郷軍人名簿モ共ニ異動スルガ故ニ本年度ハ特ニ異動名簿ノ提出ヲ要セズ

(五) 部局工場等ノ所在地及名稱欄ニハ所在地ヲ横書ニテ上部ニ、名稱(部課アラバ必ズ入レルコト)ヲ下部ニ、各葉毎ニ洩レナク記入スルコト

(夫) 兵役ニ關係ナキモノ(服役滿限者)ヲ延期候補者トシテ記載スルガ如キコトナキコト

(七) 「豫備役及補充兵役」ノ者ヲ重要順位ニ依リ順次記入シ右終リタル後「國民兵役」ノ者ヲ同ジク記載スルコト

(六) 一連番號ハ調査官ニ於テ記入スルニ付記入セザルコト但シ名簿ハ此ノ番號附著要領順ニ排列編綴スルコト(要領中三ノ2參照)

□ 名票ノ調製(要領中別紙第七參照)

(一) 一連番號及返戻事由ハ記入セザルコト但シ名票ハ此ノ番號附著要領順ニ排列編綴スルコト(要領中三ノ2參照)

(二) 部局工場等ノ所在地及名稱欄ノ部局工場等ニシテ部課ノ制度アルモノハ之ヲモ本欄ニ記入ノコト

(三) 分(特)業ハ軍隊ニ於ケル分(特)業ノ謂ニシテ在郷軍人名簿記入ノモノヲ記載ノコト

(四) 生年月日ハ年號ヲ違ヘ其ノ他數字ニ應々誤謬アリ正確ニ記入ノコト

(五) 應召現役年月ハ何年何月何日ヨリ何年何月何日迄應召又ハ現役ノ如ク始終期ト共ニ期間ヲ記

入スルコト

尙要領中別紙第二所定ノ歸還者ニアラザルモ要領中別紙第二ニ歸還者タルノ資格トシテ掲グル期間内ニ應召セル者又ハ現役ニアリシ者ハ其ノ期間ヲ漏ナク記入スルコト

歸還者ノ現役在隊又ハ應召期間ノ通算ニ付テハ支那事變前ヨリ引續キ現役在隊又ハ應召シアルトキハ支那事變前ヨリ通算スルコト

(六) 召集延期ノ必要ナル理由ハ「必要缺クベカラザル配置ニアルニ因ル」等極メテ抽象簡單ナルモノアリ具體的詳細ニ記入スルコト

(七) 用紙ハ模造厚紙ヲ用フルコト

ハ 調査表(甲號)ノ調製(要領中別紙第八參照)

(二)(一) 數字ハ必ず日本數字ニテ縦書トスルコト

在職男子總員ニハ入營中ノ者應召中ノ者及現役軍人ヲ含メザルコト

(三) 備考欄ノ記入ヲ忘レザルコト

ニ 調査表(乙號)ノ調製(要領中別紙第九參照)

各官衙部隊又ハ學校ニ於テハ之ヲ調製セザルコト

七 名簿、名票及調査表ノ送付(要領中四參照)

イ 内地各官衙、部隊及學校ノ長ハ調査官(海軍大

臣)ヨリ本籍地所管師團長又ハ陸軍大臣宛送付スベキ名簿、名票及調査表(甲號)ヲ七月二十五日迄ニ調査官ニ提出ノコト

七月二十五日迄ニ到達セザルモノハ失効トス

□ 前號ノ名簿、名票及調査表(甲號)ハ必ず定メラレタル通數ヲ提出スルコト

所定ノ通數ノ提出ナキモノハ失効トナルニ付注意ノコト

名簿、名票及調査表(甲號)ノ調製區分、提出先、通數左ノ通

調 製 區 分		提出先	通數
准士官、下士官、兵	(要領中様式)	調	三
戰時召集延期候補者名簿	(別紙第四)	官	二
佐尉官戰時召集延期候補者名簿	(要領中様式)		
將官戰時召集延期候補者名簿	(別紙第五)		
戰時召集延期候補者名簿	(要領中様式)		
戰時召集延期候補者關係	(別紙第六)		
調査表(甲號)	(要領中様式)		
前記ノ通數ノ外別ニ調査官用トシテ各種名簿及調査表(甲號)各一通提出ノコト	(別紙第八)		

ハ 昭和十九年度ヨリ召集延期ニ關シ各官衙、部隊及學校ハ直接關係師團又ハ聯隊區宛書類ヲ送付スルコトナク必ズ調査官（内地各廳ニ在リテハ海軍大臣）ニ提出スルコトナリタルニ付召集延期者ノ追加又ハ削除ノ如キモノモ一切右ニ依ルコトトナル

八 戰時召集延期者ノ決定

イ 候補者トシテ選定セシ者ニ付調査官ヨリ特ニ決定セル旨ヲ通知セズ名票ノ返却ナキヲ以テ延期者トシテ決定セラレタルモノト承知シテ可ナリ

ロ 延期者トシテ決定セラレタル者ト雖モ爾後狀況ニ依リテハ召集セラルル場合アリ

九 戰時召集延期者ノ削除、訂正

イ 昭和十八年度ニ於テハ手續ノ不備、誤記等ノ場合爾後訂正シ得タルモ昭和十九年度ヨリハ之ヲ爲シ得ザルコトトナリタリ

ロ 削除ハ退職ノ場合ノミ之ヲ爲スコト

ハ 海軍官衙、部隊及學校相互間ニ於ケル轉勤者ニ付テハ轉勤元廳ニ於テ削除ノ手續ヲ探ルヲ要セズ其ノ儘ニ爲シ置クコト

二 戰時召集延期者削除名簿（要領中様式別紙第十

一）ハ所定三通ノ外別ニ調査官用トシテ一通合計四通提出ノコト（要領中六ノ一參照）
 十 戰時召集延期者ノ追加（要領中七參照）
 昭和十九年度ニ於テハ既設廳ノ施設擴張ニ伴フ増員又ハ新設廳ニ於ケル増加要員等是非追加ヲ必要トスルモノ以外ノ追加ハ一切認メラズ

十一 其ノ他

イ 陸軍ニ於テハ召集下令後ノ延期、取消又ハ解除ニ對シテハ一切考慮セザル方針ナリ
 ロ 特ニ重要ナル配置ニ在ル者ニ付テハ召集ノ場合支障ヲ來サザル様代人養成等ノ措置ヲ講シ置クコト

艦本機密第六號ノ七二七七

昭和十八年六月四日

海軍艦政本部長
 海軍省軍需局長

關係各廳長殿

測程儀經歷簿、轉輪羅針儀經歷簿、安式轉輪球經歷簿配付ノ件通知（航海長主管）
 今般内令兵第三三號ヲ以テ首題經歷簿設定セラレ候處左記兵器裝備艦船部隊學校等ニ最寄軍需部ヨリ供給ノ

コトニ取計置候條了知相成度
追テ現在迄使用ノ去型測程儀用經歷簿及轉輪羅針儀
用來歷簿ニシテ經歷記入シアルモノハ兵器現存中保
管相成度

記

配付先	配付經歷簿
各種去式九二式測程儀裝 備ノ艦船部隊學校等	測程儀經歷簿 (兵器一組ニ付一册配付)
各種安式須式九八式轉輪 羅針儀裝備艦船部隊學校 等	轉輪羅針儀經歷簿 (兵器一組ニ付一册配付)
安式轉輪球裝備ノ艦船部 隊學校等	安式轉輪球 (轉輪球數ト同數配付)

經豫第三號ノ一四四

昭和十八年六月七日

海軍省經理局長

關係各支出官、資金前渡官吏殿

日本銀行代理店設置ノ件通知

國庫事務ヲ取扱フ日本銀行代理店ヲ左記ニ設置シ夫々
之ガ事務ヲ取扱フコトト相成候

記

スマトラ「ブキチンキ」

廣州灣(佛蘭西租借地) 赤坎

教育第一一三號

昭和十八年六月三日

海軍省教育局長

關係各廳長殿

小銃檢定射撃ノ實施要領及成績ニ關スル
件申進

昭和十八年内令兵第十五號ニ依リ大東亞戰爭中小銃、
機銃及拳銃射撃訓練規則ニ依ル小銃檢定射撃ノ使用彈
藥包數改メラレタルニ付首題ノ件左記ニ依リ施行ノコ
トニ定メラレ候條然ルベク取計相成度

記

小銃檢定射撃ノ使用彈藥包數五發ニ改メラレタル向ハ
射撃姿勢伏打トシ其ノ成績總得點數二十七點以上ノ者
ヲ優等トス

○ 辭 令

通信書記 露木 綱藏
東京海軍通信隊附ヲ免ス(三〇四海軍省)

通信書記補 駒田 壽男
東京海軍通信隊附ヲ免ス(三〇六同)

0413

通信事務官 大西 米三郎

第四海軍軍用郵便所長ヲ免ス

遞信局書記 野口 周市

第四海軍軍用郵便所員ヲ免ス

海務院技手 菅田 十藏

水路部附ヲ免ス(五五〇同)

遞信手 佐々木長三郎

工務員 松島 八郎

第五海軍通信隊附ヲ免ス(五五〇同)

遞信局事務官 二瓶 貢

第四十一海軍軍用郵便所員ヲ命ス(五六〇同)

海軍技手 坂村 三郎

第四海軍建築部ヲ派遣員ニ要スル給與及其

ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス

(五五〇同)支出官 海軍省經理局長

海軍主計中佐 久良木 利一

名古屋海軍監督官事務所ニ要スル經費及委託購入物

品支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス

海軍主計大佐 深谷 小平

資金前渡官吏ヲ免ス(五五〇同)

○ 雜 款

○事務引繼
在名古屋海軍監督官事務所資金前渡官吏五月三十一日
事務引繼了ス

前任 海軍主計大佐 深谷 小平
後任 海軍主計中佐 久良木 利一

○事務開始
第四五二航空隊派遣隊ヲ五月二十九日横濱航空基地内
ニ設置シ事務ヲ開始セリ

○事務所撤去
特務艦荒塔艦裝員事務所ハ五月二十九日撤去セリ
驅逐艦若月艦裝員事務所ハ五月三十一日撤去セリ

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第四千四百九號

海軍大臣官房

昭和十八年六月九日(水)

○ 令 達

官房經機密第三三九號

昭和十七年官房機密第二一三一號申左ノ通改正シ昭和十八年五月二十五日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十八年六月七日

海 軍 大 臣

「監督官」ヲ「指揮官」ニ改ム

(参照) 昭和十七年官房機密第二一三一號ハ特設運送船等ノ監督官ハ職印ヲ備フルコトヲ得ルノ件ナリ(機密會計法規類集二一五頁)

○ 通 牒

軍務一機密第四七三號

昭和十八年六月八日

海 軍 省 軍 務 局 長

關係各廳長殿

全波「ラジオ」受信機使用ニ關スル件申進

全波「ラジオ」受信機ヲ裝備セル艦船部隊ニ於テ「ラジオ」聽取ノ際ハ日本放送聽取ヲ立前トシ情報蒐集等ノ目的ヲ以テ日本以外ノ放送ヲ聽取スルノ必要アル場合ニ於テハ士官室士官以上ハ其ノ監督ノ下ニ於テ之ヲ行フ等聽取ヲ規正シ敵側ノ宣傳ニ乗ゼラルルガ如キコトナキ様可然配慮相成度

○ 辭 令

東京海軍通信隊附ヲ免ス(五五海軍省) 通信書記補 高橋 俊雄

東京海軍通信隊附ヲ命ス(三三同) 同 高市 正夫

高等軍法會議判士ヲ命ス 海軍大尉 谷口 靖二

東京軍法會議判士ヲ免ス(五五同) 高等軍法會議判士ヲ免ス 海軍大尉 松井 利夫

海軍公報(部内限) 第四千四百九號、昭和十八年六月九日

五七七

0415

<p>第二課勤務ヲ命ス 海軍主計少佐 安部 織太郎</p>	<p>同 穂田 光亮</p>	<p>第五課勤務ヲ命ス 同 山内 仲穂</p>	<p>第三課勤務ヲ命ス(以上^註海軍省經理局) 海軍主計少尉 北川 敬</p>	<p>驅逐艦萩風ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(出納支出官海軍省經理局長) 海軍大佐 細淵 精一</p>	<p>長崎海軍監督官事務所及受持區域内ニ在ル艦裝員事務所ニ要スル經費支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス 海軍中佐 白石 長義</p>	<p>資金前渡官吏ヲ免ス(以上^註同) 海軍大佐 朝倉 豊次(艦本)</p>	<p>同 塚野 晋(艦本監)</p>	<p>海軍中佐 南 六右衛門(軍務)</p>	<p>同 佐藤 重吉(艦本)</p>	<p>同 末永 直二(同)</p>	<p>同 岩城 繁(軍令)</p>	<p>(各通)</p>
<p>○開隊 追濱海軍航空隊知多分遣隊(愛知縣知多郡河和町)ハ六月一日開隊セリ</p> <p>○事務所設置 海防艦福江艦裝員事務所ヲ六月三日神奈川縣横須賀市谷戸六番地浦賀船渠株式會社浦賀工場内ニ設置シ事務ヲ開始セリ</p> <p>○事務引繼 在長崎海軍監督官事務所資金前渡官吏六月二日事務引繼ラ了ス 前任 海軍中佐 白石 長義 後任 海軍大佐 細淵 精一</p>												
<p>○雜款 海軍少佐 川又 政信(艦本) 海軍技術大尉 吉田 隆(同) 同 山田 陽一(同) 海軍技師 濱村 雅男(艦本監) 同 加治木 喜文(同) 第十號魚雷艇審議委員ヲ命ス(海軍艦政本部)</p>												

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 號外

昭和十八年六月九日(水)
海軍大臣官房

○御言葉

官房備第一六二號

陸海軍作業廳、軍需工場等ニ對シ侍從武官御差遣ニ付
本日御禮言上ノ際兩大臣ニ左ノ御言葉ヲ賜ハリタリ
右謹テ傳達ス

海軍關係部外工場事業場ニ對シテハ監理長、監督長
(首席監督官)ニ於テ其ノ旨傳達スベシ

昭和十八年六月七日

海軍大臣 嶋田繁太郎

御言葉

先般侍從武官ヲ陸海軍作業廳、技術研究所及軍需工
場等ニ差遣シ戰時下ニ於ケル各部ノ狀況ヲ視察セシ
メタガ關係者一同克ク其ノ職分ニ勵ミ實績ノ向上ニ

邁進シツ、アル趣誠ニ満足ニ思フ

然シ乍ラ戰局ノ進展ニ伴ヒ軍需生産並ニ軍事技術ノ
急速ナル増強發達ハ愈々其ノ緊要ノ度ヲ加フルモノ
ト思フ

今後共一層奮勵シテ戰爭目的ノ達成ニ力ヲ致サムコ
トヲ望ム

海軍公報 (部内限) 號外

0417

海軍公報 (部内限) 第四千四百十號

昭和十八年六月十日(木)

海軍大臣官房

○令 達

海軍大臣

官房需第一三〇號

昭和十一年官房第一七七〇號中左ノ通改正ス

昭和十八年六月九日

海軍大臣

第二號繰替供給シ得ル品目中「衛帶類、晒木綿、グロ
ーム酸加里、硝酸銀液、試験紙、カッブグリース、ギ
ヤグリース、煉黒鉛、火焚手袋、作業手袋、水面計硝
子板」ヲ削ル

(参照)

昭和十一年官房第一七七〇號ハ經營用品及燃料ノ繰替供給
ニ關スル件ナリ(會計法規類集四卷三三三)

海軍諸例
則登載

官房醫第七二號

海軍軍醫學校附屬病院入院中ノ軍人軍屬ノ轉免役其ノ
他身上取扱ニ付テハ海軍軍醫學校長ハ海軍病院長ニ付
定ムル規定ニ準ジ之ヲ處理スルコトヲ得

昭和十八年六月九日

海軍公報(部内限) 第四千四百十號

昭和十八年六月十日

五七九

官房醫機密第三號

航空機搭乗員志願者身體検査ニ關スル戰時特例左ノ通
定ム

昭和十八年六月十日

内令提
要登載

海軍大臣

航空機搭乗員志願者身體検査ニ關スル
戰時特例

當分ノ間飛行兵、豫備學生(飛行專修者)、豫備練習
生(飛行科)及海軍豫備員(飛行科)志願者ニ對シテ
ハ海軍志願者身體検査規則中別表第一、第二及第三ノ
規定ニ拘ラズ別表第一ニ適合シ且別表第二ノ各項ノ一
ニ該當セザル者ハ之ヲ合格ト爲スコトヲ得

(別表二葉添)

内令提
要登載

官房醫機密第二號

航空機搭乗者身體検査ニ關スル戰時特例左ノ通定ム

昭和十八年六月十日

海軍大臣

航空機搭乗者身體検査ニ關スル戰時特例

當分ノ間海軍軍人ニシテ航空機ニ搭乗スルモノ(必要ニ應ジ臨機搭乗スル者ヲ除ク)、豫備學生(飛行専修者)、豫備練習生(飛行科)及海軍豫備員(飛行科)ニ對スル身體検査ニ於テハ海軍身體検査規則中別表第一、同第二ノ規定ニ拘ラズ別表第一ニ適合シ且別表第二ノ各項ノ一ニ該當セザル者ハ之ヲ合格ト爲スコトヲ得

(別表二葉添)

○通牒

兵備第四四九號

昭和十八年六月十日

海軍省兵備局長

關係各廳長殿

國民體力検査ニ關スル件照會

昭和十八年度國民體力法ニ依ル體力検査ニ關シ本年度ヨリ體力検査ノ結果筋骨薄弱者又ハ結核要注意者ト判

定セラレタル者ニ對シテハ健民修鍊ヲ實施スルコトト相成候處之ガ要否ヲ判定スベキ被管理者ノ範圍竝ニ判定規準ハ別紙ニ依リ實施ノコトニ取計相成度

(別紙)

昭和十八年度健民修鍊ノ要否判定ヲ爲スベキ被管理者ノ範圍竝ニ判定規準

第一 健民修鍊ノ要否ヲ判定スベキ被管理者ノ範圍

一 筋骨薄弱者

原則トシテ十七年、十八年及十九年ノ三年齡ニ付

判定スルコト

二 結核要注意者

被管理者全部ニ付判定スルコト但シ「ツベルクリ

ン」反應陽性轉化發見後六ヶ月以内ノ者ニ在リテ

ハ主トシテ年二回體力検査ヲ施行スル工場、事業

場等ノ被管理者ニ付判定スルコト

第二 健民修鍊ノ要否判定規準

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ健民修鍊ヲ要ストスル

コト但シ「イ」ニ該當スル者ニシテ同時ニ「ロ」若

ハ「ハ」ニ該當スル者ハ「イ」トシテ取扱ハズ夫々

「ロ」若ハ「ハ」トシテ取扱フコト

イ 筋骨薄弱ト判定スベキ者

- 1 身長別體重若ハ胸圍ガ別ニ示ス規準以下ノ者
 - 2 運動機能(荷重速行)成績四回以下ノ者但シ十七年、十八年及十九年以外ノ被管理者ニ付テハ別ニ定ムルコト
 - 3 國民體力管理醫ニ於テ望診上筋骨ノ發育不良ト認メラルル者但シ左ノ者ヲ除クコト
 - (1) 健民修鍊ヲ行ハズトモ發育ノ見込アル者
 - (2) 身長十七年ニ在リテハ一四六糎未滿ノ者、十八年及十九年ニ在リテハ一四九糎未滿ノ者
 - (3) 結核性疾患、性病、癩、重症トラコーマ其ノ他集團生活ニ不適當ナル傳染性疾患アル者
 - (4) 精神病及高度ノ精神薄弱ノ者
 - (5) 動作ノ障害著シキ者
 - (6) 視力兩眼共〇・三ニ滿タザル者、聽力障礙著シキ者及重キ吃、嘔ノ者
 - (7) 重篤ナル疾患ノ恢復期ニアル者其ノ他修鍊生活ニ不適當ナル疾病異常アル者
- 結核發病ノ虞アリト判定スベキ者
- 左ノ各項ノ一ニ該當スル者ニシテ「エツクス」編檢査其ノ他ノ檢査ノ結果所見ヲ認メ難キモ環境等ヨリ特ニ發病ノ虞多シト認メラルル者(茲ニ環境

- トハ患者家庭、工場事業場等ノ如キ環境ヲ指スコト)
- 1 「ツベルクリン」反應陽性轉化發見後六ヶ月以內ノ者
 - 2 肋膜炎ノ炎症完全消失後一年以內ノ者
 - 3 結核ヲ疑ハシムル陰影消失後一年以內ノ者但シ集團的修鍊生活ニ不適當ナル疾病異常アル者ヲ除クコト
- ハ極メテ輕症ナリト判定スベキ者
- 1 「エツクス」線檢査、赤血球沈降速度其ノ他ノ檢査所見竝ニ體重其ノ他一般狀態ヨリ推シテ非活動性患者ト認メラルル者
 - 2 前項ノ諸檢査ニ依リ確實ニ診斷シ得ザルモ結核發病ノ疑アリト認メラルル者但シ集團的修鍊生活ニ不適當ナル疾病異常アル者ヲ除クコト
- 第三 體力檢査票中健民修鍊要否ニ付テノ記載方法
- 疾病異常檢診ヲ終了シタルトキハ國民體力管理醫ニ於テ健民修鍊ノ要否ヲ判定シ體力檢査票中健民修鍊ノ要否欄ノ該當スルモノニ「○」ヲ附スル外、要ノ場合ハ事由別ニ筋骨薄弱者ニ在リテハ「イ」發病ノ虞アル者ニ在リテハ「ロ」極メテ輕症ナル者ニ在リ

テハ「ハ」ト括弧内ニ記入スルコト

(別紙添)

契九機密給第二八六號

昭和十八年六月十日

海軍省 經理局長

各鎮守府參謀長
大湊、大阪警備府參謀長 殿

海軍各應勞務者用價格特配煙草取扱要領
ニ關スル件申進

昭和十八年五月八日大藏省告示第二五五號ニ依リ價格特配ヲ爲スベキ煙草ニシテ海軍各應勞務者ノ用ニ供スベキモノノ配給ハ別紙海軍各應勞務者用價格特配煙草取扱要領ニ依リ處理方可然取計相成度

(別紙)

海軍各應勞務者用價格特配煙草取扱要領

一 配給ノ範圍

(一) 海軍各應勞務者用價格特配煙草ハ成年男子タル雇員、傭人、工員、鑛員及一ヶ月以上ニ渉ル官役人夫中勞務(事務其ノ他輕微ナルモノヲ除ク)ニ従事スル者ニシテ喫煙ノ常習アルモノニ對シ之ヲ

配給ス但シ左ノ各號ニ該當スル者ニ對シテハ配給ヲ停止スルモノトス

(1) 精勤ナラザル者

(2) 懲戒スベキ行爲アリタル者

(二) 價格特配煙草ノ配給ハ海軍共濟物資部(以下物資部ト稱ス)ニ於テ取扱フモノトシ之ガ實施ニ當リテハ所轄地方專賣局、關係各廳ト緊密ナル連絡ヲ執リ配給ノ適正ヲ期スルモノトス各廳ハ前號但書ニ依リ配給ヲ停止スベキ者アルトキハ其ノ都度之ヲ關係物資部ニ通知スルモノトス

二 品 種 及 配 給 標 準

品 種 金 鷄

價 格 金鷄(十本入)十錢

(三)(二)(一)

配給標準 一人當年間供給總數量ハ九〇〇本以

内トシ勞務ノ態様ニ應ジ甲一〇、乙

三 配給方法

(一) 海軍省經理局ハ大藏省ヨリノ配給計畫通知ニ基キ價格特配煙草ノ配給數量ヲ各物資部ニ割當テ之ヲ關係各部ニ通知ス

(二) 各物資部ハ前號割當量ヲ當該地方所轄煙草賣渡

0421

官署ヨリ直接消費者賣渡ノ方法ニ依リ買受クルモノトス

右ノ場合買受代金ハ即納トスルコト

(三) 物資部長ハ買受人トシテ新轄地方專賣局長又ハ煙草賣渡官署長ヨリ價格特配煙草賣渡期日ノ通知ヲ受ケタル場合ハ其ノ期日内ニ買受クルモノトス

(四) 物資部長ハ價格特配煙草配給責任者トシテ切符制、通帳制又ハ登録制其ノ他適當ナル方法ニ依リ當該勞務者以外ニ價格特配煙草ノ流出セザル様措置スルモノトス

價格特配煙草ハ特ニ喫煙ノ常習アル成年男子勞務者ニ配給スルモノナルヲ以テ職員、未成年者、女子勞務者等ニ配給セザル様又喫煙ノ常習ナキ者ニ對シテハ新ニ其ノ習慣ヲ助長セザル様留意スルヲ要ス

(五) 物資部ハ毎月配給実績ニ付調書(別紙様式)ヲ作成シ經理局ニ送付スルモノトス

備考

價格特配煙草ハ一般ニハ運轉手、小使、給仕、守衛、看手、料理人及之ニ類スル者ニハ配給セラレザル方針ナルニ付本要領第一項「勞務」ノ範圍ニ付テハ充

分考慮スルヲ要ス

(別紙添)

航本機密第七四七一號

昭和十八年五月二十九日

海軍航空本部總務部長
海軍艦政本部總務部長

關係各廳長殿

事務移管ニ伴フ事業費豫算等ノ整理ニ關スル件照會

軍務一機密第三九七號軍務局長通知航空兵器ニ關スル事務移管ニ伴フ事業費豫算等ノ整理ハ左記ニ依リ處理スル儀ト了知相成度

記

一、工作應關係

(一) 本年度工作應事業梗概ハ次期改訂迄ハ其ノ儘トス

(二) 移管ノ(空砲)(空水)(空線)及(空電)ハ新規訓令通牒ノ(空兵)ト共ニ本年六月二十一日以降總テ(空兵)トシテ整理ノコト

(三) 工事費整理規定期年報(昭和十八年度分)ハ年度初頭ヨリ航空主務トシテ整理スルコト

(四) 新設工作應ニ屬スルモノニシテ當該工作應開應迄ノ支出額ハ其ノ支出ヲ爲シタル工作應ニ於テ整理スルコト

二、軍需部關係

(一) 事業梗概ノ改訂ニ關シテハ工作應ニ對スル處理ニ準ズ

(二) 移管ノ軍需部整理兵器ニシテ軍需部ニ於テ契約手續済ノモノノ申昭和十九年三月末日迄ノ納期ノモノハ軍需部ニ於テ支拂迄處理シ納期昭和十九年四月以降ノモノハ關係航空廠ト協議ノ上適宜契約ヲ更改シ之ヲ航空廠ニ移管スルコト

○ 辭令

高雄海軍建築部徵用員	武信 正治
同	坂本 鹿名夫
同	中村 四郎
同	武内 良一
同	佐藤 胤雄
同	栗岡 中夫
同	金子 三郎
同	吉田 四郎

(各通)

同	鈴木 國雄
同	伏木 實
同	田中 交治
同	堀 重夫

横須賀海軍建築部ニ配屬ス

佐世保海軍建築部ニ配屬ス(以上^ハ海軍省)

海軍武官任用委員ヲ命ス 海軍主計中將 山本 丑之助

海軍生徒採用試験常置委員ヲ命ス

海軍武功調査委員ヲ命ス

燃料政策調査會委員ヲ命ス

海軍規格審議會議員ヲ命ス

獻金運用委員會委員ヲ命ス

軍港都市調査委員會委員ヲ命ス

能率増進對策調査委員會委員ヲ命ス

造船委員會第一委員會委員ヲ命ス(ハ明同)

○ 雜款

○正誤 (濟)
六月四日附部内限公報辭令欄五五〇頁上段中「順山大典」ハ「須山大典」ノ誤

(別表第一)

視力	身長(釐)	體重(匁)	胸圍(釐)	胸廓擴張(釐)	肺活量(立釐)	握力左/右(匁)
各眼視力一・〇 但シ片眼視力ノミ一・〇ニ達セザルモノ・八以上ニシテ且兩眼視力一・二ニ達スル者ハ合格ト爲スコトヲ得	十七年以上	一五四・〇	四六・〇	七六・〇	二、九〇〇	二四・〇
	十七年未滿	一五二・〇	四三・〇	七五・〇	二、八〇〇	二三・〇
	十六年未滿	一四九・〇	四〇・〇	七二・〇	二、六〇〇	二二・〇
	十五年未滿	一四五・〇	三七・〇	六九・〇	二、五〇〇	二〇・〇
	十四年未滿	一四一・〇	三四・〇	六七・〇	二、三〇〇	一八・〇

(昭和十八年六月十日海軍公報(部内限))

0424

(別表第二)

(昭和十八年六月十日海軍公報(部内限))

備考	後發性眼球震盪	轉倒角度	跳躍歩行	音叉検査	立體視機	視野	調節機	光覺力	屈折機	脈性	轉倒試驗	耳管	聽力	眼筋平衡	血壓	水銀保留				
																左ノ規格ニ達セザル者及水銀保留時間ハ左ノ規格ニ達スルモ脈搏毎五秒時十ニ至以上ニ増加シ又ハ著シク不整ト爲ル者	年齡	十七年以上	十七年未滿	十六年未滿
一、脈性以下ノ各項ハ航空機操縦者タラントスル者ニノミ適用スルモノトス 二、本表ノ検査ハ鎮守府検査場又ハ特ニ指定セル航空隊ニ於テ之ヲ施行ス 三、甲、乙種飛行豫科練習生採用豫定者ニ對シテ施行スル第二次検査中ノ身體検査ニ對シテハ本表轉倒試驗ノ項迄ヲ施行ス	繼續時間一五秒ニ達セズ又ハ四五秒ヲ超過スル者	二八度ニ達セザル者又ハ左右著シク差異アル者	著シキ迂曲又ハ二米ヲ超過スル偏倚アル者	著シク不良ナル者	一〇回ノ合計四〇耗ヲ超過スル者	狹縮又ハ缺損アル者	調節近點距離一五種ヲ超過スル者又ハ眼精疲勞アル者	〇・五ニ達セザル者	異常アル者及二デオプトリヲ超過スル遠視アル者	數又ハ性狀ニ著シキ異常アル者	轉倒反應一五秒ヲ超過シ且過敏反應強キ者	狹窄アル者	異常アル者但シ呼語600ナルモ時儀150ニ達セザル者	潜伏性斜視四〇度ヲ超過シ又ハ上下轉位一〇度ヲ超過スル者	著シキ異常アル者	三五〇〇	三五〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	二五〇〇

0425

(別表第一)

(昭和十八年六月十日海軍公報(部内限))

備考	身 長(糎)	體 重(斤)	胸 圍(糎)	胸 廓 擴 張(糎)	肺 活 量(立糎)	握 力 左 右(斤)	水 銀 保 留(秒)	呼 吸 保 留
一、水銀保留時間ハ本表ノ規格ニ達スルモ脈搏毎五秒時十二至以上ニ増加シ 又ハ著シク不整ト爲ル者ハ之ヲ不合格トス 二、呼吸保留ハ水銀保留實施困難ナル場合ニノミ實施ス	十七年以上	一五四・〇	四六・〇	七六・〇	五・五	二、九〇〇	二四・〇	五〇・〇
	十七年未滿	一五二・〇	四三・〇	七五・〇	五・〇	二、八〇〇	二三・〇	五〇・〇
	十六年未滿	一四九・〇	四〇・〇	七二・〇	五・〇	二、六〇〇	二二・〇	四五・〇
	十五年未滿	一四五・〇	三七・〇	六九・〇	四・五	二、五〇〇	二〇・〇	四〇・〇
	十四年未滿	一四一・〇	三四・〇	六七・〇	四・〇	二、三〇〇	一八・〇	三五・〇

0426

備考	後發性眼球震盪	轉倒角度	跳躍歩行	音又検査	立體視機	視野	調節機	光覺力	屈折機	脈性	轉倒試驗	耳管	聽力	眼筋平衡	視力	血壓	
一、脈性以下ノ各項ノ事項ハ適性検査ニノミ適用スルモノトス 二、各所轄ニ於ケル丙種飛行豫科練習生ノ選抜ニ當リテハ本表中血壓、視力、聽力及耳管ノ検査ヲ行ヒ爾餘ノ各項ノ検査ニ付テハ特ニ指定セル練習航空隊ニ於テ之ヲ實施ス	繼續時間一五秒ニ達セズ又ハ四五秒ヲ超過スル者	二八度ニ達セザル者又ハ左右著シク差異アル者	著シキ迂曲又ハ二米ヲ超過スル偏倚アル者	著シク不良ナル者	一〇回ノ合計四〇耗ヲ超過スル者	狹縮又ハ缺損アル者	調節近點距離一五種ヲ超過スル者又ハ眼精疲勞アル者	〇・五ニ達セザル者	異常アル者及ニデオブトリーヲ超過スル遠視アル者	數又ハ性狀ニ著シキ異常アル者	轉倒反應一五秒ヲ超過シ且過敏反應強キ者	狹窄アル者	異常アル者但シ呬語 $\frac{600}{600}$ 、時儀 $\frac{150}{200}$ ニ達スル者及定期検査及臨時検査ニ於テハ呬語 $\frac{600}{600}$ 、時儀 $\frac{100}{200}$ ニ達スル者ハ之ヲ合格ト爲スコトヲ得	潜伏性斜視四〇度ヲ超過シ又ハ上下轉位一〇度ヲ超過スル者	六以上ニシテ矯正視力一〇ニ達スル者ハ之ヲ合格ト爲スコトヲ得	各眼視力一〇ニ達セザル者但シ片眼視力ノミ一〇ニ達セザルモ一〇・八以上ニシテ兩眼視力一・二ニ達スル者竝ニ定期検査及臨時検査ニ於テハ各眼視力一〇・六以上ニシテ矯正視力一〇ニ達スル者ハ之ヲ合格ト爲スコトヲ得	著シキ異常アル者

(別紙)

(昭和十八年六月十日海軍公報(部内限))

0428

要修練者年齢別、身長、體重、胸圍判定規準表

17年			18年			19年		
身長	體重	胸圍	身長	體重	胸圍	身長	體重	胸圍
146.0—148.9 ^{cm}	39.8 ^{kg}	74.3 ^{cm}	149.0—151.9 ^{cm}	43.2 ^{kg}	76.9 ^{cm}	149.0—151.9 ^{cm}	43.8 ^{kg}	77.7 ^{cm}
149.0—151.9	42.1	75.7	152.0—154.9	45.0	77.8	152.0—154.9	45.6	78.5
152.0—154.9	44.1	76.9	155.0—157.9	46.7	78.5	155.0—157.9	47.2	79.1
155.0—157.9	45.8	77.7	158.0—160.9	48.3	79.2	158.0—160.9	48.6	79.7
158.0—160.9	47.3	78.4	161.0—163.9	49.8	79.7	161.0—163.9	50.3	80.4
161.0—163.9	48.9	79.0	164.0—166.9	51.3	80.9	164.0—166.9	51.8	80.9
164.0—166.9	50.6	79.7	167.0—169.9	52.8	80.9	167.0—169.9	52.9	81.0
167.0—169.9	52.1	80.1	170.0—172.9	54.2	81.2	170.0—172.9	54.4	81.6
170.0—172.9	53.7	80.8	173.0—175.9	55.2	81.6	173.0—175.9	55.5	81.6
173.0—175.9	55.6	81.3	176.0—178.9	57.0	81.6	176.0—178.9	57.0	81.6
176.0—178.9	56.9	82.5	—	—	—	—	—	—

軍極秘

(別紙)

昭和 年 月

分勞務者用價格特配煙草配給實績調査表

(昭和十八年六月十日海軍公報(部内限))

(昭和 年 月

日提出)

0429

一 配給状況

物資部割當數量

煙草賣渡官署名

取扱物資部名

關係各應	勞成年務者男子數	配給員數	割當數量	配一人當量	摘要
計					

二 受拂状況

前月ヨリノ繰越數量	本月買受數量	本月配給數量	翌月繰越數量

三 煙草特配ニ關スル意見等

備考

- (一) 物資部割當數量ハ經理局ヨリ通知ノ數量ヲ記入ノコト
- (二) 本調査表ハ翌月十日迄ニ經理局ニ提出ノコト

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第四千四百一十一號

海軍大臣官房

昭和十八年六月十一日(金)

○通牒

軍需第一三九號

昭和十八年五月十九日

海軍省軍需局長

第三海軍技手養成所教育綱領左ノ通定ム

第三海軍技手養成所教育綱領

第一條 第三海軍技手養成所ニ於ケル教育ハ練習工員

ニ對シ將來燃料及潤滑油ノ生産又ハ研究ニ從事スル

海軍技手ノ職務遂行ニ必要ナル教育ヲ施スヲ本旨ト

第二條 教育ヲ大別シテ精神教育、學術技能教育及訓

練トス

一 精神教育ハ教育勅語及勸諭ノ聖旨ニ基キ我國體

觀念ヲ會得シ徳性ヲ啓發シ職責ヲ遂行シ工員ノ指

導者タル氣品ヲ涵養セシムルヲ主眼トス

二 學術技能教育ハ燃料科及化學機械科ニ應ジ適切

海軍諸例
則登載

ナル學術技能ヲ修得セシムルヲ主眼トシ實習ニ依
リ學術ノ應用ヲ領知セシメ且作業ノ演練技能ノ練
磨ヲ爲サシムルモノトス

三 訓練ハ紀律ヲ正シ命令服從ノ觀念ヲ涵養シ部下
統御ニ練達セシムルト共ニ心身ヲ鍛練セシムルヲ

主眼トス

第三條 精神教育ニ於テ施スベキ科目左ノ如シ

修身 教育勅語及勸諭衍義、國體觀念、國民道德

第四條 學術技能教育ニ於テ施スベキ科目左ノ如シ

一 各科共通科目

數 學 代數、平面三角法、平面及立體幾
何、解析幾何、微積分、用器計算

英 語 工業英語譯讀

物 理 學 物性、熱、光、電氣磁氣、實驗

化 學 學 理論化學、有機化學、無機化學、
分析化學、實驗

工業機械 一般化學機械ノ大要及計器

工業材料 化學工業用材料ノ性質、使用法

海軍公報(部内限) 第四千四百一十一號 昭和十八年六月十一日

五八五

0430

電氣工學 理論概要、電氣機械器具、實驗
 探 鑛 學 石炭石油ノ採掘法
 製油工業 燃料及潤滑油ノ製法
 製 圖 機械設計ノ大要、幾何畫法、見取圖、構造圖
 工場管理法 工場管理、工場衛生
 法制經濟及 工場管理、工場衛生
 海軍特別會計 大意

二 専門科目

(一) 燃料科
 應用化學 一般應用化學、實驗
 燃料化學 燃料及潤滑油ニ關スル化學、規格試驗法、實驗
 化學工業 一般化學工業

(二) 化學機械科
 材料強弱 材料ノ彈性、強弱
 機 構 學 諸機械各部ノ運動ニ關スル理論大意
 設計製圖 製油諸裝置ノ設計及製圖
 化學機械 化學機械(燃料關係)

第五條 訓練ニ於テ施スベキ科目左ノ如シ

教練 徒手及執銃教練
 武技 劍道、柔道、銃劍術、遊泳術
 體技 體操、相撲、諸競技
 武技、體技ノ實施項目ニ關シテハ所長必要ニ應ジ適宜之ヲ取捨スルコトヲ得

第六條 前諸條ノ外時機ノ許ス限リ燃料ニ關係アル艦船、兵器等ニ關スル概念ヲ教授シ又ハ勤務ニ必要ナル諸法規ヲ說示スルモノトス

○ 辭 令

貳千七百七拾圓	莊島 秩男
貳千七百七拾圓	松澤 達雄
貳千六百圓	山崎 巖
貳千六百圓	三輪 長作
貳千四百貳拾圓	石川 藤吉
貳千參百圓	森山 輝正
貳千參百圓	山鹿 弘
貳千五百五拾圓	道山 直
貳千五百五拾圓	田畑 美稻
貳千五百五拾圓	篤 朝太郎

0431

(各通)

貳千拾圓	田中正榮
貳千拾圓	蜂谷幸太郎
貳千拾圓	富田幸三郎
貳千拾圓	大川良次
千八百貳拾圓	金野光三
千六百五拾圓	山本信夫
千六百五拾圓	福原東海男
千六百五拾圓	佐藤 彬
千四百七拾圓	吉塚 榮雄
千四百七拾圓	黒川 潤
千四百七拾圓	仲谷 和美
千四百七拾圓	小倉 勇
千四百七拾圓	武井 正
千四百七拾圓	深井 博
千四百七拾圓	若木 祐吉
千四百七拾圓	森 繁
千參百圓	北川大四郎
千參百圓	御法川 倉藏
千參百圓	藤原 榮太郎
千參百圓	松田 右左夫
千參百圓	篠田 次郎

千參百圓
千參百圓
田中 幸生
森 淳
徵用中自今年額(各頭書ノ通)ヲ給ス(海軍省)

○ 雜 款

○司令驅逐艦變更
第十驅逐隊司令ハ五月三十日司令驅逐艦ヲ風雲ニ變更セリ

○旅行順路
追濱海軍航空隊知多分遣隊(愛知縣知多郡河和町)ニ至ル順路左ノ通

(イ) 横須賀方面ヨリノ場合
省線武豐驛下車名古屋鐵道線(地鐵) 知多武豐驛
河和驛間九軒(定額〇、四〇)
(ロ) 名古屋以西ヨリノ場合
省線熱田驛下車名古屋鐵道線(地鐵) 熱田驛河和驛間四・三軒(定額一、七〇)

○訂正
六月七日附公報(部内限) 辭令欄五六三頁下段一行目「拓務技師中山琢三」ハ「大東亞技師中山琢三」ニ訂正
八日附公報(部内限) 號外郵便物發送先ノ頁數「二」

海軍公報(部内限) 第四千四百一十一號

昭和十八年六月十一日

五八八

ヲ「十五」ニ「二」ヲ「十六」ニ訂正

○正誤
五日附公報(部内限) 五五七頁下段七行目官房需機密
「第三十三號」トアルハ「第三二二號」ノ誤

0433

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 號外

昭和十八年六月十一日(金)
海軍大臣官房

○ 令 達

官房機務第一號ノ九七

昭和十八年六月十日

各鎮長官殿
各警備府長官殿

兵器簿ノ件通達

艦船、部隊兵器簿航海長主管之部中左記ノ通改正ス

記

海 軍 大 臣

戦艦	部 隊 名 船	類 別		兵 器 名 稱 <small>(印ハ消耗兵器)</small>	指 定	記 事
		常用	補用			
二〇		喇叭	同	同		
		常用	常用	常用		
二〇		常用	常用	常用		
		常用	常用	常用		
一〇		常用	常用	常用		
		常用	常用	常用		
改正						

海軍公報 (部内限) 號外

0434

水潜	艦逐驅		艦 其 ノ 他	砲 橋 立 型	海 防 艦	敷設艦 (津輕ヲ除ク) 及駒橋	能 登 呂、津 輕	潛 水 母 艦 (能登呂ヲ除ク) (駒橋ヲ除ク)	水 上 機 母 艦 (能登呂ヲ除ク)	航 空 母 艦	洋 艦		巡 洋 艦
	二 等	一 等									八雲、磐手、出雲	一等(八雲、磐手) 型、利根型、阿 賀野型、大淀型	
一 等	二 等	一 等									二 等	一 等	
兵 號 信													
二	二	四	三	四	四	五	七	一〇	一〇	一五	二	七	一五
二	二	四	三	四	四	五	七	一〇	一〇	一五	二	七	一五
													七
二	二	二	二	二	二	三	四	五	五	七	六	四	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

0435

隊 空		
基	其	分
地	ノ	遣
他	隊	
四	六	三
四	六	三
二	三	二
同	同	同

海軍公報 (部内限) 號外

四

0437

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 號外

昭和十八年六月十一日(金)
海軍大臣官房

○ 令 達

官房軍第六五一號

昭和十六年度新造計畫雜役船ノ公稱番號、船種、所屬等ヲ左ノ通定ム

昭和十八年六月九日

海 軍 大 臣

公稱番號	船 種	所 屬	定 數 別	製 造 訓 令 番 號		竣 工 豫 定 期 日	備 考
				製 造 所	契 約 納 入 場 所		
第二五八號	曳 船 (百五十噸)	高雄海軍港務部	定數補充	昭和十六年官房機密第一二三四七號(高雄)		昭和十八年七月末日	
第二五九號	同 (百噸)	高雄海軍港務部 (馬公方面特別根據地) (隊司令部供用)	臨時附屬			九 月 末 日	
第二五〇號	交通船兼曳船 (六十噸)	大湊海軍軍需部	定數補充	同十六年官房機密第一二三四五號(大湊)		九 月 十 末 日 年	
第二五七號	同 (同)	橫須賀海軍工廠	公稱第二六號代 船(定數)	同十六年官房機密第九二八五號(橫須賀)		五 月 十 末 日 年	
第二五三號	同 (二十噸)	舞鶴海軍工廠	定數補充	同十六年官房機密第九二八四號(舞鶴)		一 月 十 末 日 年	

海軍公報 (部内限) 號外

0438

海軍公報 (部内限) 號外

第六〇八號	標的船 (十二米)	光海軍工廠	定數補充	同 三九六號(吳) 十七年官房機密第一五	同	
第六〇七號	糧食配給艇 (十五米)	橫須賀海軍軍需部 (第四軍需部供用)	臨時附屬	宇品造船所 吳工廠	同 七月二十日	銅製
第六〇三號	同 (二十米)	大湊海軍軍需部	定數補充	同	同 六月十日	
第六〇三號	同 (同)	鎮海海軍軍需部	同	同	同 七月末日	
第六〇三號	同 (同)	高雄海軍軍需部	同	同	同 八月末日	
第六〇三號	運貨船 (五十五噸積)	鎮海海軍軍需部	同	同 三四六號(鎮海) 十六年官房機密第一二	完 成	
第六〇三號	運貨船 (四十四噸積)	佐世保海軍工廠	同	昭和十六年官房機密第五八 一番電	同	
第六〇三號	同 (同)	同	同	同	同	
第五海洋	海洋觀測船 (二百噸)	水路部	臨時附屬	三菱島造船 吳工廠	完 成	
第六海洋	同 (同)	同	同	同	同	

六

0443